明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一二三七）　一
○漁業の免許について免許の内容たるべき事項等を定めた件（農林水産一二一七）　四
○道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通六九七）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同六九八）　九
○気象業務法第九条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示の一部を改正する件（気象庁四）　三〇
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一八（平成三十）年一～三月期）（内閣府）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　九七
会社その他
会社決算公告　九八

告示

○厚生労働省告示第二百三十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表、7の(1)の表又は9の表のクレトジムの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、かんしょ、だいこん類の葉、キャベツ、ひまわりの種子、ホップ、大豆油及びひまわり油を除く。）、クロラントラニリプロールの項中第2欄に掲げる食品（アーティチョーク、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に限る。）、デスメディファムの項中第2欄に掲げる食品、トリシクラゾールの項中第2欄に掲げる食品（米及び魚介類を除く。）、フラボフォスフォリポールの項中第2欄に掲げる食品（牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、乳及びその他の家きんの卵に限る。）及びプロシミドンの項中第2欄に掲げる食品（小麦、大豆、らっかせい、その他の豆類、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、かぼちゃ、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、ネクタリン、うめ、マンゴー、なたね、その他のスパイス及びひまわり油を除く。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十年五月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信